

○一般貸切旅客自動車運送事業約款 → 別紙

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業運送約款

株式会社 日清観光

目 次

- 第1章 総則 (第1条、第2条)
- 第2章 運送の引受け及び乗車券(第3条～第10条)
- 第3章 運賃及び料金(第11条～第14条)
- 第4章 特殊な取扱い(第15条～第19条)
- 第5章 責任(第20条～第23条)
- 第6章 旅行業者との関係(第24条～第26条)

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 当社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業(国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客運送を行う場合を除く。)に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
- 2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約をしたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

- 第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 2 当社は、前項の指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車する旅客の代表者の選任を求めることがあります。

第2章 運送の引受け及び乗車券

(運送の引受け)

- 第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。

- (1)当該運送の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2)当該運送に適する設備がないとき
- (3)当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4)当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5)天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6)旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7)旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持ち込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき
- (8)旅客が第4条の2第3項又は第4項の規定により持ち込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9)旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれがあるとき
- (10)旅客が監護者に伴われていない小児であるとき
- (11)旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
- (12)旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とする者に限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき

(手回品の持込み制限)

第4条の2 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことはできません。

- 2 当社は、旅客の手回品(旅客の携行する物品をいう。以下同じ。)の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込を拒絶することがあります。
- 4 当社は、旅客が第2項の規程による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当な証明をしない限り、その手回品の持込を拒絶することがあります。

(運送の申込み)

第5条 当社に旅客の運送を申し込む者は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先
 - (2) 当社と運送契約を結ぶ者（以下「契約責任者」という。）の氏名又は名称及び住所
 - (3) 旅客の団体の名称
 - (4) 乗車申込人員
 - (5) 乗車定員別又は車種別の車両数
 - (6) 配車の日時及び場所
 - (7) 旅行の日程（出発時刻、終着予定時刻、目的地、主たる経由地、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他車両の運行に関連するもの）
 - (8) 運賃の支払方法
 - (9) 第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
 - (10) 特約事項があるときは、その内容
- 2 前項第9号に該当する場合には、第1項の運送申込書に所定の証明書を添付しなければなりません。
- 3 第1項の場合（同項第9号に該当する場合を除く。）において、当社が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申し込み方法を定めているときは、第1項の運送申込書の提出に変えて、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送契約の成立）

- 第6条 当社は、前条第1項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送を引き受けることとするときは、契約責任者に対し、第13条第1項の規定により、運賃及び料金の支払を求めます。
- 2 当社は、第13条第1項の規定により、所定の運賃及び料金の20%以上の支払があったときには、前条第1項各号に掲げる事項並びに運賃及び料金に関する事項を記載した当社所定の乗車券（以下「乗車券」という。）を発行し、これを契約責任者に交付します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が運賃及び料金の支払時期について、特別の定めをしたときは、当社が当該運送を引き受けることとしたときに乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。
- 4 運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立します。

（運送契約の内容の変更等）

- 第7条 運送契約成立後において、契約責任者が第5条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当社の承諾を求めなければなりません。ただし、緊急の場合及び当社の認める場合は、書面の提出を要しません。
- 2 当社は、前項の場合において、変更しようとする事項が当初と著しく相違する場合その他運行上の

支障がある場合には、その変更を承諾しないことがあります。

- 3 当社は、車両の故障その他緊急やむを得ない事由により、契約された運送を行えない場合は、運送契約を解除し、又は契約責任者の承諾を得て、運送契約の内容を変更することがあります。
- 4 当社は、第1項又は前項の規定により、運送契約の内容に変更があった場合において、契約責任者に交付した乗車券の記載事項に変更を生じたときは、乗車券の記載事項を訂正し、又は乗車券の書き換えを行います。
- 5 第1項の場合において、当社が電磁的方法による運送契約の内容の変更方法を定めているときは、第1項の書面の提出に代えて、当社の承諾を当該電磁的方法により求めることができます。この場合において、当該契約責任者は、当該書面の提出による承諾を求めたものとみなします。

(乗車券の所持等)

- 第8条 旅客は、乗車券を所持しなければ乗車できません。ただし、当社が認めた場合は、この限りではありません。
- 2 旅客は、当社の係員が乗車券の記載事項を確認するため、乗車券の呈示を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - 3 第12条第1項の規定により運賃の割引を受ける旅客は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これに応じなければなりません。

(乗車券の再発行)

第9条 当社は、乗車券を契約責任者若しくは旅客が紛失した場合又は契約責任者に交付した乗車券が災害その他の事故により滅失した場合には、契約責任者の請求により、配車の日の前日において乗車券の再発行に応じます。この場合においては、乗車券の券面に紛失または滅失による再発行である旨を明示します。

(乗車券の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。

- (1) 不正に使用しようとしたもの
- (2) 不正の手段により取得したもの
- (3) 解約に係るもの
- (4) 書換え又は再発行した場合における原券

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第11条 当社が収受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているも

のによります。

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所その他の事業所に掲示します。

(運賃の割引及び割増し)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者に対して地方運輸局長に届け出たところにより運賃を割り引きます。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に通学又は通園する者の団体で、当該学校の責任者が引率し、かつ、当該学校の長が発行する証明書を提出したもの

(2) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項の規定による施設に収容されている者の団体で、当該施設の責任者が引率し、かつ、当該施設の長が発行する証明書を提出したもの

2 当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、地方運輸局長に届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して、運賃を割り引きます。

3 当社は、地方運輸局長に届け出たところにより、特別な設備を施した車両を使用する場合等には、運賃の割増をします。

(運賃及び料金の支払時期)

第13条 当社は、契約責任者に対し、第5条第1項の運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金の20%以上を、配車の日の前日までに所定の運賃及び料金の残額をそれぞれ支払うよう求めます。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる者との間で運賃及び料金の支払時期について特別の定めをすることがあります。

(1) 官公署

(2) 学校教育法第1条に規定する学校

(3) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設

(4) 当社と常時取引のある者

(運送に関連する経費)

第14条 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、

契約責任者の負担とします。

第4章 特殊な取扱い

(違約料)

第15条 当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます。

- (1) 配車日の14日前から8日前まで…所定の運賃及び料金の20%に相当する額
- (2) 配車日の7日前から配車日時の24時間前まで…所定の運賃及び料金の30%に相当する額
- (3) 配車日時の24時間前以降………所定の運賃及び料金の50%に相当する額

2 当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。

3 当社は、前2項の場合において、第13条の規定により契約責任者から収受した運賃及び料金があるときは、これを違約料に充当することがあります。

4 当社は、当社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、契約責任者に対し、第1項又は第2項の例により、違約料を支払います。

5 前4項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合は適用しない。

(配車日時に旅客が乗車しない場合)

第16条 当社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

2 前項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には、適用しません。

(運送継続拒絶の場合)

第17条 旅客が第4条各号(第5号を除く。)の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

(異常気象時等における措置)

第18条 当社は、天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。

(運賃及び料金の精算)

第19条 当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じた

ときは、速やかに清算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払い戻しの措置を講じます。

2 当社は、自動車の故障その他当社の責に帰すべき事由により、当社の自動車の運行を中止したときは、次の区分により、運賃及び料金の払戻しをします。

(1) 目的地の一部にも到着しなかった場合…すでに収受した運賃及び料金の全額

(2) (1) 以外の場合……………運行を中止した区間に係る運賃及び料金の額

3 前項の場合において、当社がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を提供した場合において、旅客がこれを利用したときには、前項の規定は適用しません。

第5章 責任

(旅客に対する責任)

第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りです。

第21条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第22条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

第6章 旅行業者との関係

(旅行業者との関係の明示)

第24条 当社は、旅行業者から旅客の運送の申し込みがあった場合には、当該旅行業者と旅客又は契約責任者の関係を次の区分により明確にするよう求めます。

(1)旅行の主催

(2)旅行の手配

(主催の場合の取扱い)

第25条 当社は、旅行業者が旅行の主催のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を結びます。

(手配の場合の取扱い)

第26条 当社は、旅行業者が旅行の手配のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者に旅行の手配を依頼した者と運送契約を結びます。この場合において、当該旅行業者が旅行の手配を依頼した者の代理人となるときは、当該旅行業者に対し、代理人であることの立証を求めることがあります。

○モデル観光コース

春夏秋冬のモデル観光コースをご案内します。旅行計画を作成する際の参考としてください。

→モデルコース

○安心・安全

当社は、バス運行に当たって安全確保と法令遵守を最優先に取り組んでいます。

- ・ 安全方針・安全目標・安全計画

令和3年度

安全方針・安全目標・安全計画

株式会社 日清観光

輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

1. 輸送の安全確保を最優先に業務に取り組む。
2. 関係法令遵守の意識を持ち、業務に取り組む。
3. 事故やクレーム情報の共有化を図り、輸送の安全に向けた意識の向上及び業務の改善に取り組む。

輸送の安全に関する目標（安全目標）

1. 対人事故ゼロ
2. 対物事故ゼロ
3. 交通法規違反ゼロ

4. 自損事故2件以内
5. クレーム件数4件以内

輸送の安全に関する計画（安全計画）

1. 輸送の安全に関する研修会を年4回開催する。
2. 従業員の安全意識高揚のため事故事例等を収集し、周知する。
3. クレーム情報を従業員に周知し、再発防止と業務の改善を図る。

・輸送安全報告書

令和2年度輸送安全報告書

はじめに

株式会社日清観光は、お客様に安心して快適にバスをご利用いただけるよう輸送の安全確保を最優先に取り組んでいます。

令和2年度の弊社の輸送の安全についての取組みをご報告します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

令和2年度は次の3点を基本方針とし、輸送の安全に取り組みました。

- (1) 輸送の安全確保を最優先に業務に取り組む。
- (2) 関係法令遵守の意識を持ち、業務に取り組む。
- (3) 事故やクレーム情報の共有化を図り、輸送の安全に向けた業務の改善に取り組む。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(1) 令和2年度安全目標

- ① 対人事故ゼロ
- ② 対物事故ゼロ
- ③ 交通法規違反ゼロ
- ④ 自損事故3件以内
- ⑤ クレーム件数5件以内

(2) 令和2年度の安全目標達成状況

- ① 「対人事故ゼロ」について 達成
- ② 「対物事故ゼロ」について 達成
- ③ 「交通法規違反ゼロ」について 達成
- ④ 「自損等事故5件以内」については、自損等事故0件で達成
- ⑤ 「クレーム件数6件以内」については、クレーム0件で達成

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和2年度は該当する事故はありませんでした。

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 令和2年度に講じた措置

- ・職場研修の開催（3回）…令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、一堂に会しての研修はリスクが大きいため、研修文書を配布して、安全方針・目標・計画の周知徹底、一般的な指導項目、改善基準告示などの徹底を図った。
- ・文書による法令改正事項の周知徹底…国及びバス協会からの通知の都度
- ・バス事故情報の収集・周知
- ・全国交通安全運動の徹底（4回）
- ・初任運転者に対する座学及び実技指導
- ・運行管理者・整備管理者講習受講
- ・適性診断（初任、適齢）及び健康診断の受診と事後指導
- ・輸送の安全に係る外部セミナー・講習会への参加

(2) 令和3年度に講じようとする措置

前年度と同様な取組みを行い、その内容の充実を図り、安全最優先と法令遵守意識の徹底を図る。

(3) 輸送の安全に関する費用の支出及び投資

○令和2年度の支出及び投資

適性診断受診、健康診断受診、種講習会参加、修理工具・器材の購入などで30万円の経費を支出した。

○令和3年度の支出及び投資

適性診断受診、健康診断受診、各種講習会参加、研修会の実施、修理器材の購入、車両の改造などで約3百円を支出する。

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制 別紙1のとおり

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和2年度は、次の教育・研修を実施した。

- (1) 職場研修で輸送の安全のための遵守事項、留意事項の徹底を図った。
- (2) 法令等の改正の都度、その内容を文書で周知徹底した。
- (3) バス事故等の情報を収集・周知し安全意識の高揚を図った。
- (4) 年4回の全国交通安全運動期間に合わせて運動重点項目等の徹底を図った。
- (5) 新規採用者に初任者教育を実施した。
- (6) 適性診断、健康診断を受診させ、結果に基づき指導した。
- (7) 運行管理者講習・整備管理者研修を受講させた。
- (8) 輸送の安全に係る外部セミナー・講習会に社員を参加させた。

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和3年5月に内部監査を実施した。

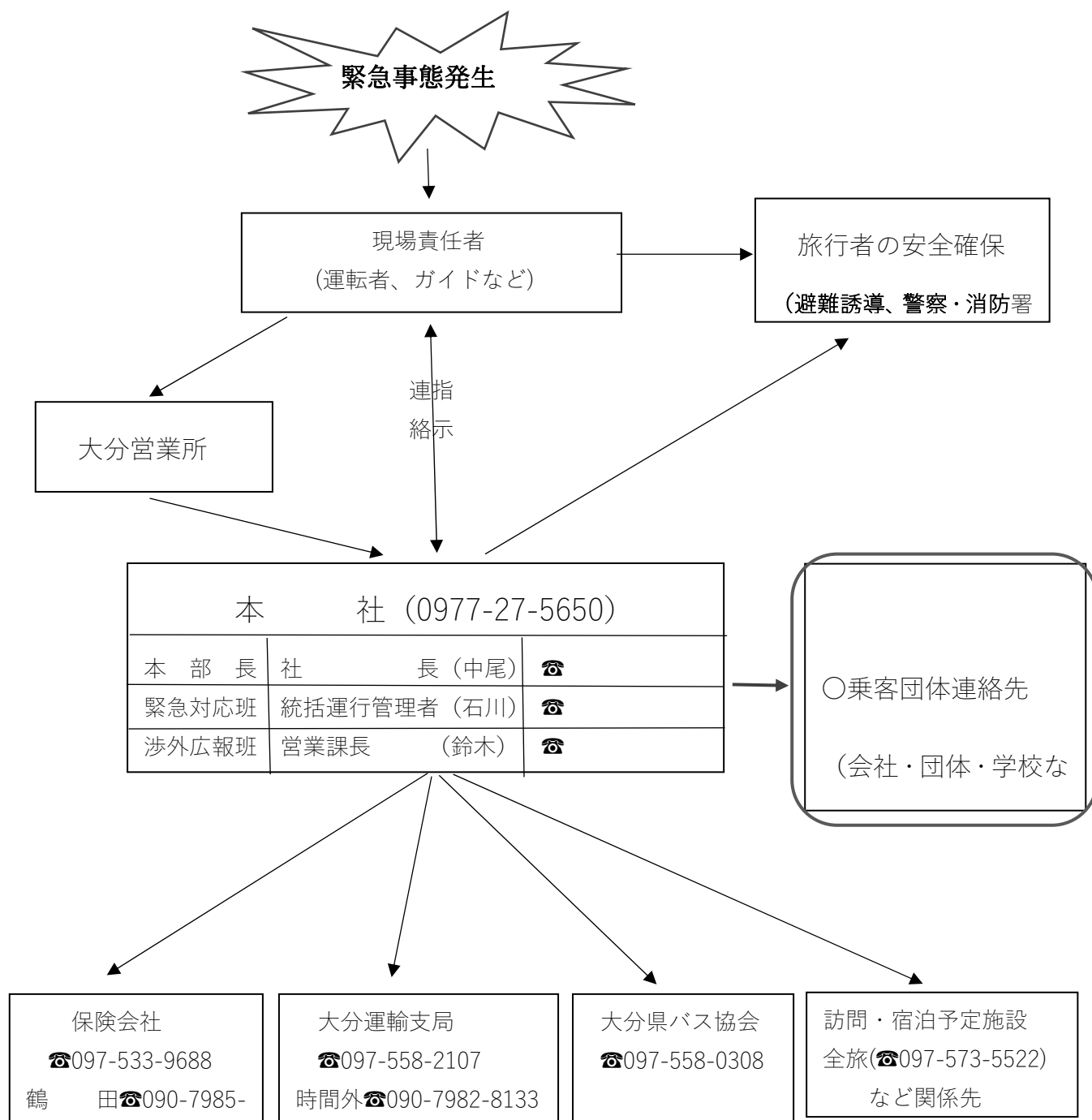
- ① 帳票類の整備等：帳票類の作成・保存は適正に行われている。運行管理者等の講習受講も的確に行われている。
- ② 健康管理：定期健康診断や脳ドック受診が適正に行われている。
- ③ 乗務員の指導：一般指導、適性診断などが適切に行われている。
- ④ 安全方針：研修や社内回覧などで周知されている。
- ⑤ 安全目標：達成されている。
- ⑥ 安全計画：ほぼ適正に周知され、実施に向けて取り組まれている。
- ⑦ 令和3年度は、新たな目標・計画の下に輸送の安全確保に向けて一層取り組みを強める必要がある。

8. 安全統括管理者に係る情報及び安全管理規定

安全統括管理者	取締役兼貸切・車両管理部長 石川康弘
安全管理規程	別紙2

事故・事件発生時緊急連絡体制

令和 3 年 3 月 31 現在



株式会社 日 清 観 光
〒874-0910 別府市石垣西 1 0 - 5 - 4
TEL 0977-27-5600 Fax 0977-27-5601